

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3046号及び第3047号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3046号では、横浜市教育委員会が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3047号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第一次試験 指導案試験 解答用紙」、「令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験 個人面接評定票」、「令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験 模擬授業評定票」及び「令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 適性検査結果シート」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3046号】

(2) 「平成28年度から令和3年度 総務局総務部法制課が所管課である、会計年度任用職員のAことBに対する横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出にかかる書面のすべて 所属長に提出される様式第1号 旧姓等使用届 総務局長が管理する様式第3号 旧姓等使用者台帳」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3047号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3046	令和3年10月13日	令和3年10月29日	令和3年11月25日	令和3年12月24日	個人	教育委員会
3047	令和4年1月9日	令和4年1月31日	令和4年4月7日	令和4年4月26日	個人	市長

3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書 （対象保有個人情報）	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3046	別表1に示す個人情報1	個人情報一部開示	
		横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2	

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由 (概要)	審査会 の結論
3046	から個人情報4までの保有個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)	<p>月横浜市条例第6号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第22条第7号エに該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報1に記録された評定点数、個人情報2に記録された受験者の言動など客観的な事実、模擬対応の概評、総合評定の根拠及び総合評定並びに個人情報3に記録された概評、評定の根拠及び評定 <p>(評価者の受験者に対する評価に係る情報であり、開示されると、不特定多数の目を意識しながらの評価となるため、率直な感想や具体的な内容の記載を避けるようになることが想定される。また、記載内容から各試験における評価のポイント等を知ることができ、受験者が対策を講じることで、その本来持っている資質・適性等を見ることができなくなる。それにより全ての受験者が同じ条件で受験することが不可能となり、公平かつ公正な試験の実施ができなくなるおそれがあるため。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報2及び個人情報3に記録された評価者の氏名 <p>(評定に不満のある受験者等から苦情、非難を受ける可能性があること、また、氏名が開示対象になることで、評価者を引き受ける人が減少することが想定され、2千人規模の受験者に対応する評価者の確保が困難になるため。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報4に記録された検査名並びに検査項目、評価要素、要素説明、スコア及びレベル <p>(検査内容、検査結果のポイント、傾向等を把握することが可能となり、受検者が事前対策を講じることができるようになる。そうすると、その本来持っている資質等の把握が困難になるとともに、全ての者が同じ条件で受検することが不可能となり、公平かつ公正な試験が実施できなくなるため。)</p>	開示範囲を拡大すべき
3047	「平成28年度から令和3年度 総務局総務部法制課が所管課である、会計年度任用職員のAことBに対する横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱(平成18年4月1日。以下「要綱」という。)の届出にかかる書面のすべて 所属長に提出される様式第1号 旧姓等使用届 総務局長が管理する様式第3号 旧姓等使用者台帳」(以下「本件審査請求文書」という。)	<p style="text-align: center;">非開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例(令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。)による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。)第9条に該当</p> <p>(本件審査請求文書の存否を答えること自体が個人情報を公にすることとなり、旧情報公開条例第7条第2項第2号により非開示とすべき情報を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3046	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新個人情報保護条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧個人情報保護条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新個人情報保護条例附則第3項の規定により、旧個人情報保護条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《教員採用試験に係る事務について》</p> <p>横浜市では、市公立学校教員を採用するため、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び教育長に委任する事務等に関する規則（昭和29年2月横浜市教育委員会規則第1号）に基づき、教員採用試験を実施している。</p> <p>第一次試験には一般選考と特別選考があり、一般選考では一般教養・教職専門試験及び教科専門試験の2つの試験を実施し、審査請求人が受験した特別選考では指導案試験を実施している。第二次試験では個人面接、模擬授業及び実技試験（一部受験区分のみ）を実施している。また、第一次試験及び第二次試験とは別に、令和3年度から適性検査も実施しており、その結果は個人面接の補助資料として活用している。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、別表1に示すとおり、教員採用試験に係る審査請求人の解答用紙や評定票である。</p> <p>(ア) 個人情報1は第一次試験に係る指導案試験の解答用紙であり、審査請求人の解答、評定点数及び評定点数から算出された得点が記録されている。</p> <p>(イ) 個人情報2は第二次試験で使用された審査請求人の個人面接評定票であり、審査請求人を担当した評価者の所属及び氏名、審査請求人に対する評価等が記録されている。</p> <p>(ウ) 個人情報3は第二次試験で使用された審査請求人の模擬授業評定票であり、審査請求人を担当した評価者の所属及び氏名、審査請求人に対する評価等が記録されている。</p> <p>(エ) 個人情報4は適性検査に係る結果シートであり、審査請求人の受検日、氏名、受検者ID、年齢、適性検査の結果（スコア及びレベル）等が記録されている。</p> <p>イ 当審査会は、実施機関が非開示とした部分を見分した上で、別表2のとおり非開示情報1から非開示情報8までに分類し、それぞれの旧個人情報保護条例第22条第7号エの該当性について判断する。</p> <p>《旧個人情報保護条例第22条第7号エの該当性について》</p> <p>ア 非開示情報1について</p> <p>非開示情報1には、4つの欄が設けられ、評価者それぞれの評価が数字で記録されている。実施機関の説明によると、指導案試験の得点については各受験者に送付される結果通知に記載しているが、得点を算定するための評定点数については通知しておらず、また、評価者それぞれの専門的知見から評価するため点数に差が出ることもあるとのことである。</p> <p>以上を踏まえると、非開示情報1を開示すると、評価方法や評価基準等が推測されることや、算定された得点に疑義や不満を抱き、採点や可否との関係に係る質問、照会、苦情等の件数が増加することが考えられる。その結果、公正かつ円滑な人事事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。</p> <p>イ 非開示情報2及び非開示情報6について</p> <p>非開示情報2及び非開示情報6には、評価者が個人面接及び模擬授業で受けた審査請求人に対する印象や率直な意見が記録されている。これらが開示されることとなると、評価者が誤解や摩擦が生ずることを危惧し、当たり障りのない評価等をすることが懸念される。その結果、評価が形骸化し、公正かつ円滑な人事事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3046</p>	<p>ウ 非開示情報 3 及び非開示情報 4 について</p> <p>非開示情報 3 には審査請求人の評価を示すアルファベットが、非開示情報 4 にはそのアルファベットが示す評価に係る評定基準が記録されている。</p> <p>実施機関の説明によると、個人面接及び模擬授業は A から E までの 7 段階で評価を行うこととしており、A が 100 点、E が 10 点を示す等の情報は既に横浜市のウェブサイトで公表しているとのことであった。また、非開示情報 4 と同じ情報が個人情報 3 については開示されていることが確認できた。</p> <p>以上を踏まえると、A から E までの 7 段階で評価していることを示しているにすぎない非開示情報 4 については、本号エに該当しない。</p> <p>他方、非開示情報 3 で示されている審査請求人の評定は、これが開示されることとなると、評価者が誤解や摩擦が生ずることを危惧し、当たり障りのない評価等を行うことが懸念される。その結果、評価が形骸化し、公正かつ円滑な人事事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。</p> <p>エ 非開示情報 5 について</p> <p>非開示情報 5 には、評価者の所属及び氏名が記録されている。これらの情報を開示すると、評価者に受験者からの問合せや苦情が寄せられたり、不当な圧力がかかることが懸念される。その結果、評価者の心理的負担が増大し、評価者の確保が困難となるおそれがあり、本号エに該当する。</p> <p>オ 非開示情報 7 及び非開示情報 8 について</p> <p>非開示情報 7 には適性検査の検査名及び著作権の所在が、非開示情報 8 には検査項目、評価要素、要素説明並びに審査請求人の適性検査の結果（スコア及びレベル）が記録されている。実施機関の説明によると、適性検査の結果は面接試験の補助資料として使用しており、検査名やその検査の取扱会社の名称も一切公表していないとのことだった。</p> <p>以上を踏まえると、非開示情報 7 及び非開示情報 8 を開示すると、開示された情報から望ましい回答の方向性が分析されるなど、対策がなされるおそれがある。その結果、面接試験の補助資料としての信憑性に疑義が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、本号エに該当する。</p> <p>《理由付記について》</p> <p>審査請求人は、「全ての記入欄ごとに適用の理由を付していないため、根拠規定の適用の理由としては不十分である。」と理由付記の不備を主張しているため、この点について以下検討する。</p> <p>本件審査請求に係る各個人情報一部開示決定通知書では、「5 非開示とする部分の概要」欄に非開示とする部分を具体的に記載し、「7 根拠規定を適用する理由」欄に非開示の根拠規定を適用する理由を非開示部分ごとに記載しており、理由付記が行われていることは認められる。</p> <p>しかしながら、実施機関が評価者の氏名として非開示とした非開示情報 5 にはその所属が含まれること、検査名として非開示とした非開示情報 7 にはその著作権の所在が含まれるということが、当該記述のみで審査請求人が十分に理解できるかについては疑問がある。実施機関においては、非開示とした部分及びその理由が十分に理解できるようより具体的に記載するよう注意されたい。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

答申 番号	判断の要旨		
3046	別表1 本件保有個人情報		
	個人情報	審査請求に係る保有個人情報	
	個人情報1	令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第一次試験 指導案試験 解答用紙	
	個人情報2	令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験 個人面接評定票	
	個人情報3	令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第二次試験 模擬授業評定票	
	個人情報4	令和3年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 適性検査結 果シート	
	別表2 非開示情報		
	非開示情報	個人情報	非開示部分
	非開示情報1	個人情報1	「評定点数」欄
	非開示情報2	個人情報2	「受験者の言動など客観的な事実」欄 「模擬対応の概評」欄 「総合評点の根拠」欄
	非開示情報3	個人情報2 個人情報3	審査請求人の評定
	非開示情報4	個人情報2	「総合評定」欄のうち評定基準
	非開示情報5	個人情報2 個人情報3	評価者の所属及び氏名
	非開示情報6	個人情報3	「概評」欄 「評定の根拠」欄
非開示情報7	個人情報4	検査名及び著作権の所在	
非開示情報8	個人情報4	検査項目、評価要素、要素説明、スコア及びレベル	
別表3 非開示情報のうち開示すべき部分			
非開示情報	個人情報	開示すべき部分	
非開示情報4	個人情報2	「総合評定」欄のうち評定基準	
3047	<p>《答申に当たっての適用条例について》 一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、旧情報公開条例に基づきなされた処分に対する審査請求であるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧情報公開条例の規定に基づき本件審査請求を審議することとする。</p> <p>《要綱に係る事務について》 横浜市では、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改める等した後も、</p>		

答申 番号	判断の要旨
3047	<p>旧姓等の通称を使用する場合の必要な事項を要綱で定めている。要綱第4条では「職員は、旧姓等を使用しようとするとき、所属長に、旧姓等使用届（様式第1号）を提出しなければならない。」と、第7条では「総務局長は、旧姓等使用者台帳（様式第3号）を備え、旧姓等の使用について適正な管理に努めなければならない。」と規定している。</p> <p>総務局総務部総務課（以下「総務課」という。）では、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第3条の規定により局内の人事に関する事務を所管していることから、旧姓等使用届及び旧姓等使用者台帳に係る事務を担当している。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、旧情報公開条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであるため、本件処分が存否応答拒否の二つの要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 存否応答拒否の要件①該当性</p> <p>開示請求書の「会計年度任用職員のAことBに対する横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出にかかる書面の全て」との記載からすれば、審査請求人は、会計年度任用職員Aという特定の者を名指しして、要綱に基づく届出に係る書面を開示請求していると解される。</p> <p>そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、当該職員が要綱に基づく旧姓等使用届を提出している事実の有無が公になる。</p> <p>ウ 存否応答拒否の要件②該当性</p> <p>次に、当該事実の有無は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧情報公開条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>《本件処分の有効性について》</p> <p>ア 審査請求人は、文書保有課ではなく、開示決定の権限を有しない総務課が行った本件処分は不正、不当なものであり、無効であると主張している。この点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 要綱第4条に規定する「所属長」とは、各区局における「人事主管課長」を意味しており、総務局においては、局内の人事に関する事務を所管する総務課が人事主管課に該当し、旧姓等使用届の事務を処理している。</p> <p>(イ) 要綱第7条に規定する旧姓等使用者台帳は、各区局における人事主管課で作成し、総務局人事部人事課に提出している。そのため、総務局職員の当該台帳は、総務課で作成している。</p> <p>イ 上記アの実施機関の説明によれば、本件処分の事務処理を総務課が行ったことは横浜市事務分掌規則及び要綱にかなったものであるから、本件処分が無効であるとの審査請求人の主張は失当である。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条 （第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号から第6号まで省略）

(7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（経過措置）

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881